

あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（概要）

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、関係規定を整備するものです。

2 改正の内容

○第7条の2（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

傷病手当金の支給について、次のとおり規定するものです。

(1) 対象者

給与等の支払いを受けている被保険者

(2) 支給の要件

対象者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）

(3) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日数。ただし、支給を始めた日から起算して1年6月を限度とする。

(4) 1日当たりの支給額

次の数式により算定して得た額

$$\frac{\text{直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3}$$

○第7条の3（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

○第7条の4

傷病手当金の支給について、給与等を受けることができる場合の調整方法を規定するものです。

3 施行期日等

公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用します。